

(電子メール施行)
教体第1245号
令和2年6月8日

各 県 立 学 校 長 様

教 育 長

6月15日以降の学校運営について

新型コロナウイルス感染症については、県内では、5月17日以降、近隣府県でもほぼ新たな感染者が発生していないことから、既に通常授業としている他府県の状況等を踏まえ、6月15日以降の学校運営について、以下のとおりとします。

なお、今後、新たに感染者が発生し、広域的な予防対策が必要となった場合は、改めて通知します。

記

1 教育活動

- (1) 6月15日(月)から通常活動とする。
- (2) 授業については、各教室で可能な限りの間隔をとる、マスクを着用する、換気を行う、必要に応じてフェイスシールドを着用するなどの新型コロナウイルス感染拡大予防対策を行ったうえで、通常どおり実施する。
- (3) 感染が不安で出席できない生徒については、以降、「欠席」とする。

2 部活動

- (1) 6月21日(日)までは、平日3日、土日1日、1日2時間を上限とする。
練習試合、合同練習は、学区内の学校とする。また、合宿は認めない。
- (2) 6月22日(月)以降は、「いきいき運動部活動」「文化部活動の在り方に関する方針」に沿った通常活動とする。
練習試合、合同練習は、県内の学校とする。また、合宿は認めない。
※詳細については、【別紙】「通常登校の再開にともなう部活動の取扱いについて」のとおり

3 心のケア

- (1) きめ細やかな健康観察をはじめ、児童生徒の状況を把握し、必要に応じて関係機関と連携するなど、心の健康問題に適切に対応すること。
- (2) 教職員についても、十分留意すること。

4 熱中症対策

厳しい暑さが予測されることから、エアコンの利用など教室内も含め、熱中症対策にも十分留意すること

5 新型コロナウイルス感染症に感染した者が発生した場合

令和2年5月25日付け教体第1195号に基づき、保健所等と連携し、適切に対処すること

- 6 特別支援学校については、以下のとおりとする
 - (1) 学校再開等については、学校における感染防止対策、学校医、PTA 会長の意見等を参考に、学校ごとに対応すること。
(令和2年5月22日付け事務連絡Q3のとおり)
 - (2) 出欠の取扱いについては、主治医の見解を保護者に確認するなど、児童生徒等の基礎疾患や障害の状況等を踏まえ、適切に対応すること。
(県立特別支援学校長あて令和2年5月25日付け教体第1205号のとおり)
- 7 定時制・多部制・通信制課程については、上記の方針を踏まえて、学校ごとに適切に対応すること
- 8 その他
 - (1) 学習支援アプリ、学校と家庭を双方向で結ぶ ICT 環境が活用できることから土日の休業日などにおける在宅学習について工夫すること。
 - (2) 既に発表されている県の第2次補正予算において、学校運営に対する様々な支援対策が計上されていることから、積極的に活用できるよう準備すること。